

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会

理事長 梶原 景博

「貸切バス事業者の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部改正等について（周知依頼）

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別紙官報掲載のとおり、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部が改正され、また、「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」が制定されました。

その概要は、下記の通りです。

つきましては、貴協会会員事業者に周知いただきますようお願いいたします。

記

<改正概要（国土交通省報道発表より抜粋）>

1. 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部改正
 - ① 新たに雇い入れた運転者（初任運転者）等への指導において、20 時間以上の実技訓練の義務付け、実技訓練以外の指導（座学）時間の延長（6 時間→10 時間）等を行います。
 - ② 運転者に直近 1 年間に乗務していなかった車種区分（大型・中型等）の貸切バスを運転させる場合に、初任運転者等と同様の実技訓練を義務付けます。
 - ③ 一般的な指導・監督の内容として、安全性の向上を図るための装置（ASV 装置）を備える貸切バスの適切な運転方法等を追加します。
 - ④ ドライブレコーダーの装着及びこれによる映像の記録や当該記録を活用した指導・監督を義務付けます。
2. 「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」の制定
貸切バス事業者がドライブレコーダーにより記録すべき情報（車両前方の映像等）やドライブレコーダーの性能要件（カメラの撮影可能範囲・解像度等）の詳細を定めます。

3. 今後のスケジュール

公 布 : 平成 28 年 11 月 17 日

施 行 : 平成 28 年 12 月 1 日（1. ①～③）、平成 29 年 12 月 1 日（1. ④、2. ）

◆問い合わせ先

国土交通省 自動車局 安全政策課 鈴木、櫻井（1. 関係）、秋山、濱田（2. 関係）

TEL : 03-5253-8111（内線 41624、41625） 03-5253-8566（直通） FAX : 03-5253-1636



担当：技術安全部（山川・仁保）

電話：03-3216-4015

○国土交通省告示第十三百四十二号
ドライブレコーダーにより記録する画像及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示
平成二十七年十一月十七日 国土交通大臣 野田 高梧

ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示
(総則)

第一条 一般貸切旅客自動車運送事業者が、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第1項及び第2項の規定に基づきその事業用自動車の運転者に対して指導監督及び特別な指導(以下「指導監督等」という。)を実施する際にドライブレコーダーにより記録すべき情報及び当該実施の際に使用すべきドライブレコーダーの性能要件に関しては、この告示の定めるところによる。

(記録する映像等)

第二条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に運転者が乗務している間、及び指導監督等において自動車を運転者が運転している間は、次条から第10条までの規定に適合するドライブレコーダーにより、次の各号に掲げる事項(第4号に掲げる事項にあつては、第6条の規定に適合する加速度記録計を備える場合に限る。)に係る情報を記録するものとする。

一 自動車の前方の映像(運転者座より前方であつて車両中心線付近に備え付けられた次条の前方用カメラにより撮影される自動車の進行方向の映像をいう。)

二 自動車の運転者等の映像(第4条の運転者用カメラにより撮影される運転者の挙動、変速装置及び及びハンドル部の映像をいう。以下同じ。)

三 自動車の瞬間速度
四 自動車の加速度(道路に平行な平面における自動車の進行方向、当該平面における自動車の進行方向と直交する方向及び当該平面に直交する方向(以下「3方向」という。))の加速度をいう。以下同じ。)

五 警報音(車線逸脱警報装置その他の当該自動車に備え付けられている装置が安全を確保するために運転者に対して発する警報音をいう。以下同じ。)

六 日付及び時刻
七 前項第1号から第5号までの規定に基づき記録される情報は、それぞれ同項第6号の情報と連動したものでなければならぬ。

八 第1項第1号、第2号、第5号及び第6号の規定に基づき記録される情報は、広く一般的に用いられている再生用ソフトウェアを用いて電子計算機で同時に再生できるものでなければならぬ。(前方用カメラ)

第三条 ドライブレコーダーは、次に掲げる要件を満たす前方用カメラを備えたものでなければならぬ。

一 水平面上に備え付けた場合に、左右にそれぞれ50度以上、上下にそれぞれ35度以上の角度の範囲を撮影できること。

二 640×480ドット以上の解像度で映像を記録できること。

三 夜間(日没時から日出時までの時間をいう。以下同じ。))において前照灯その他の灯火をつけた状態で、指導監督等の実施に支障がない程度に映像を記録できること。

四 0.1秒に1回以上の頻度で映像を記録できること。

(運転者用カメラ)

第四条 ドライブレコーダーは、次に掲げる要件を満たす運転者用カメラを備えたものでなければならぬ。

一 夜間でも指導監督等の実施に支障がない程度に自動車の運転者等の映像を記録できること。
二 0.2秒に1回以上の頻度で映像を記録できること。

(瞬間速度記録計)

第五条 ドライブレコーダーは、瞬間速度の記録の分解能が2.5km/h以下であつて、かつ、0.5秒に1回以上の頻度で瞬間速度を記録できる瞬間速度記録計を備えたものでなければならぬ。

2 前項の規定により記録された瞬間速度の情報を電子計算機を用いて表示した場合の誤差は、次の表の左欄に掲げる瞬間速度ごとに、同表の右欄に掲げる許容誤差の範囲内であればならぬ。

瞬間速度 (km/h)	速度表示の許容誤差 (km/h)
40	±3.0
60	±3.0
80	±3.5
100	±4.5

(加速度記録計等)

第六条 ドライブレコーダーは、次に掲げる要件を満たす加速度記録計を備えたものとする。ことができる。

一 3方向のいずれかにおいて2.5m/s²以上の加速度が発生した場合に検知できる精度を有すること。

二 加速度の記録の分解能は、0.5m/s²以下であること。

三 0.1秒に1回以上の頻度で加速度を記録できること。

2 前項の加速度記録計を備えるドライブレコーダーは、一般貸切旅客自動車運送事業者があらかじめ設定した値又は2.5m/s²のいずれか大きい数値以上の加速度を検知した場合には、その前後10秒以上の期間における第2条第1項の情報の記録を容易に排出できる機能を備えたものでなければならぬ。(録音機)

第七条 ドライブレコーダーは、警報音を記録できる録音機を備えたものでなければならぬ。

(日付及び時刻記録計)

第八条 ドライブレコーダーは、日付及び時刻を記録できるものでなければならぬ。

2 ドライブレコーダーは、当該ドライブレコーダーにおいて日付又は時刻の変更を行った場合に、その履歴を記録できる機能を備えたものでなければならぬ。(記録装置等)

第九条 ドライブレコーダーは、第2条第1項の情報を連続して24時間以上記録できる記録媒体を備えたものでなければならぬ。

2 ドライブレコーダーは、記録媒体が装着されていないこと等により適切な記録が行われない状態で自動車が走行した場合にあつては、その旨を灯火、音声その他の手段により運転者に伝達する機能を備えたものでなければならぬ。

3 ドライブレコーダーは、第1項の記録媒体に記録されている情報の改ざん防止のため、外部からの書き込み、消去等の処理を防止する機能を備えたものでなければならぬ。

(耐久性)

第十条 ドライブレコーダーは、堅ろうであり、かつ、振動、衝撃等により容易に機能を停止しないものでなければならぬ。

附 則

施行期日
この告示は、平成29年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に道路運送車両法(昭和26年法律第189号)第7条第1項の規定による登録を受けた自動車に備え付けられているドライブレコーダーについては、平成31年11月30日までの間、この告示の規定は適用しない。

逆転現象にのみ、逆ナトリウムポンプの逆方向作用による。

という。)及び特定脈

時 間	内 容
貸切バス以外の一般旅客自動車運送事業の事業用自動車（以下一般旅客自動車という。）及び特定旅客用自動車の運行の安全及び旅客の安全の確保に関する法令等	① 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するため道路運送法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項（貸切バスの運転者にとっては、運行指示書の遵守をきむ。）を再確認させる。

[illegible]

時 間	内 容
貸切バス以外的一般旅客自動車及び特定旅客自動車の運転者に対しては、①から⑥までについて合計6時間以上実施すること。⑥については、可能な限り実施することが望ましい。	① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等（貸切バスの運転者にあつては、運行指示書の遵守を含む）を理解し、適切に遵守を得ること。また、事業用自動車を用いるための基本的な知識を習得すること。
	② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 事業用自動車の基本的な構造及び装置の概要及び乗合バス又は貸切バス等の運転者にあつては、車高、視野、死角及び内輪差等の他の車両との差異を理解させるとともに、日常点検の方法を指導する。実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて指導する。
	③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 旅客自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じてシートベルトの着用を徹底させることその他の事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。

(9) 危険の予測及び回避
道路、交通及び旅客の状況の中に含まれる交通事故にづながるおそれのある危険を認識するとともに、それを回避するための該運転の方法等を指定する。また、貸切バスの運転者にあつては、当該運転者が突然に運転する事業用自動車と同一の車庫区分の自動車を停止状態で使用し、制動装置の急な操作の方法について指導する。

(8) 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスを運転する場合においては、当該装置の機能への過信及び限った使用方法が交通事故の要因となつた事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

(7) 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
実路（高速道路、国道、主要地方道）において、道路、交通及び旅客の状況を把握し、その危険性を認識するとともに、それを回避するための該運転の方法等を指定する。また、貸切バスの運転者にあつては、当該運転者が突然に運転する事業用自動車を停止状態で使用し、制動装置の急な操作の方法について指導する。

(6) 安全運転の実施
実路（高速道路、国道、主要地方道）において、道路、交通及び旅客の状況を把握し、その危険性を認識するとともに、それを回避するための該運転の方法等を指定する。また、貸切バスの運転者にあつては、当該運転者が突然に運転する事業用自動車を停止状態で使用し、制動装置の急な操作の方法について指導する。

第二章2中(3)を(4)とし、(2)の次に次を加える。

(3) 初任運転者以外の者であつて、直近1年間に当該一般貸切旅客自動車運送事業者において運転の経験(実技の指導を受けた経験を含む。)のある貸切バスより大型の車種区分の貸切バスに乗務しようとする運転者(以下「準初任運転者」という。)

②に規定する特別な指導の内容のうち、少なくとも④（制動装置の意な操作に因ずる内容に限る。）及び⑥について実施することとし、実施時間は、⑥について20時間以上、その他については当該一航路片旅客自動車運送事業者において同様の内容を初任運転者に対して実施する時間と同程度以上の時間とする。

第二章3(1)中③を④とし、②の次に次を加える。

③ 應初任運轉者

直近1年間に当該一般貸切旅客自動車運送事業者において運転の経験（実技の指導を受けた経験を含む。）のある貸切バスより大型の車種区分の貸切バスに乗務する前に実施する。

第二章(3)中「忠臣蔵」を「忠臣蔵」の下に「及び母「忠臣蔵」」を加え「忠臣蔵」を「忠臣蔵」に改める。

（旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正）
第二條 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を次のように改正する。

紙に車種・年式及び内容（ステレオ・一般貨物旅客自動車運送事業の事業用自動車（以下「貸り車」という。）の運転者に対してドライブレコーダーの記録（ドライブレコーダーにより記録される情報）及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示（平成28年国土交通省告示第3346号）第2条第1項の記録をいう。以下同じ。）を利用した指導及び監督を実施した場合にあっては、その記録を含む。）を提出せよ。

第一章中「送客自動車」及び「送客自動車」を附する第一章(1)及び(2)を次のように改める。

旅客自動車運送事業者による指導及び監督の内容

① 事業用自動車を運転する場合の心構え

旅客自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを認識させるとともに、事業用自動車による交通事故（道路交通法（昭和35年法律第105号）第61条第2項に規定する交通事故をいう。以下同じ。）が社会に与え

る影響の大きさ及び事業用自動車運転者の運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさ等を理解させ、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが使命であることを理解させる。

② 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
道路運送法に基づき運転者が遵守すべき事項（貸切バスの運転者にあつては、運行指
示書の遵守を含む。）及び交通ルール等を理解させるとともに、これらを遵守した安全な運
送方法について、これらから脱却した運転方法に起因する交通事故の事例を説明すること等
により、確認させる。

③ 事業用自動車の構造上の特性

事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差（右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。以下同じ。）及び制動距離等を確認させるとともに、これらを把握していなかつたことに起因する交通事故の事例を説明すること等により、事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させる。

④ 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項

加速装置、制動装置及びかじり取装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒した等の交通事故の事例を説明すること等によりこれらの装置の急な操作を可能な限り避けようとの必要性を理解させる。また、このほか、走行中は旅客を立ち上げさせないこと及びシートベルトが備えられた座席においてシートベルトの着用を徹底させること等乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。

⑤ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項

乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれた等の交通事故の事例を説明すること等により、旅客が乗降するときには旅客の状況に注意して当該装置に適切に操作することの必要性を理解させる。また、このほか、周囲の道路及び交通の状況に注意して安全な位置に停車させること及び旅客の状況に注意して発車させること等旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項を指導する。

⑥ 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況

事業の事業用自動車（以下「特定旅客自動車」という。）の運転者であつては主として運行業務を営む者であつては主として運行する路線、賃料の納入及び特定運行用自動車運送業務の委託を受ける者である（以下「特定運行用自動車運送事業者」という。）の運転者（以下「特定運行用自動車運送事業者の運転者」という。）の運転者であつては営業区域における主な道路及び交通の状況をあらかじめ把握させるよう指導するとともに、これらの状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するための留意すべき事項を指導する。この場合、交通事故の事例又は自動車の事業用自動車の運転者の運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した事例（いわゆる「ヒヤリ・ハット体験」）を説明すること等により運転者に理解させる。

⑦ 危険の予測及び回避

加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作を行うことにより旅客が転倒する等の危険、乗降口の前を閉閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれる等の危険、右左折時における内輪差及び直前、後方及び側方からの視界の制約、旅客の指示があったとき又は旅客を乗車させようとするときの急な進路変更又は停止に伴う危険等の事業用自動車運転に關して生ずる様々な危険について、危険予知訓練の手法等を用いて理解させるとともに、必要な技能を習得させる。また、危険を予測し、回避するための自らの注意喚起の手法として、必要に応じ、指差し呼称及び安全祈符を活用する。さらに、貸切バスの運転者にあつては、緊急時における制動装置の急な操作に係る技能の維持のため、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分（大型車（長さ9メートル以上又は軸距が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分）（大型車及び小型車（長さ7メートル以下であり、かつ、乗車定員50人以下の車両をいう。）以外、制動装置の急な操作の方式及び小型車の別をいう。以下同じ。）、中型車（大型車及び小型車（長さ7メートル以下であり、かつ、乗車定員30人以下の車両をいう。）及び小型車の別をいう。以下同じ。）の自動車を停止状態で用いて、制動装置の急な操作の方式について指導する。

⑧ 運転者の運転適性に応じた安全運転
適性診断の結果に基づき、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させるよう努め
る。また、運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う。

⑨ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
長時間連続運転等による過労及び飲酒等の生理的要因並びに慣れ及び自分の運転技能へ
の過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあることを事
例を説明すること等により理解させる。また、運転中に疲労や眠気を覚えたときは運転を
中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及
び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する。

⑩ 健康管理の重要性
疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを事例を説明すること等により理解さ
せ、定期的な健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行う
ことの重要性を理解させる。

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業者における指導及び監督の内容
一般貸切旅客自動車運送事業者は、(1)に掲げる内容に加え、次の指導及び監督を実施する。

① 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスを運転する場合においては、当該装置
の機能への通信及び接続した使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等によ
り、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

② ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転
運転者等からヒヤリ・ハット体験の報告があった場合、運輸規則第3条第1項の苦情の
申出のうち当該貸切バスの運転に係るものがあつた場合は同規則第8条第1項第7号の
事故が発生した場合に、これらの場合についてドライブレコーダーの記録により加減速
装置、制動装置及びバックブレーキ制動装置の急な操作の有無並びに車間距離の保持その他の法令の遵守
状況等を確認し、当該運転者に自身の運転特性を把握させた上で、必要な指導を行う。

③ ドライブレコーダーの記録のうち②の場合に係るものを自社内の当該運転者以外の運転
者に対する指導及び監督に活用することで、当該指導及び監督をより効果的に行うよう努
める。

第三種(三)ないしは(四)である。

第四種(四)中「この場合において、貸切バスの運転者については、指導及び監
督の実施後、速やかに、ドライブレコーダーの記録又は添乗その他の適切な方法により指導及び監
督の内容に係る当該運転者の習得の程度を確認し、必要に応じて指導及び監督を行うこととする。」
とある。

第五種(五)中「運輸規則第37条第1項」や「同規則第37条第1項」は、書面を運転者自
らに添付する」(五)と、貸切バスの運転者に対してドライブレコーダーの記録を利用した
指導を実施した場合にあっては、その記録を営業所において3年間保存する」とある。

第六種(六)中「理解させる」(六)と「この場合において、貸切バスの運転者にあつて
は、交通事故時のドライブレコーダーの記録を利用して指導する。」とある。同条(六)の「理
解」(六)は、同条(六)の「理解」(六)とある。

⑥ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

貸切バスの運転者にあつては、⑦の安全運転の実技を実施した時のドライブレコーダー
の記録により運転者に自身の運転特性を把握させた上で、是正のために必要な指導を行う。

第七種(七)中「(六)については、(七)については、(八)から(九)までについて合計
6時間以上、(九)については、(十)から(十一)までについて合計10時間以上、(十二)について」
とある。

第八種(八)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

⑥ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
貸切バスの運転者にあつては、⑦の安全運転の実技を実施した時のドライブレコーダー
の記録により運転者に自身の運転特性を把握させた上で、必要に応じて是正のために必要
な指導を行う。

第九種(九)中「(六)については、(七)については、(八)から(九)までについて合計
6時間以上、(九)については、(十)から(十一)までについて合計10時間以上、(十二)について」
とある。

第十種(十)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第十一種(十一)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第十二種(十二)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第十三種(十三)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第十四種(十四)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第十五種(十五)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第十六種(十六)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第十七種(十七)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第十八種(十八)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第十九種(十九)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第二十種(二十)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第二十一種(二十一)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第二十二種(二十二)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第二十三種(二十三)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第二十四種(二十四)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第二十五種(二十五)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第二十六種(二十六)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第二十七種(二十七)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第二十八種(二十八)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第二十九種(二十九)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第三十種(三十)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第三十一種(三十一)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第三十二種(三十二)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第三十三種(三十三)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第三十四種(三十四)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第三十五種(三十五)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第三十六種(三十六)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第三十七種(三十七)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第三十八種(三十八)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第三十九種(三十九)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第四十種(四十)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

第四十一種(四十一)中「(六)及び(七)」(八)及び(九)とある。

平成 28 年 11 月 17 日
自動車局安全政策課

貸切バスの安心・安全な運行のため、運転者への指導・監督を強化します
～貸切バス事業者の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正等について～

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において徹底的な再発防止策について検討が行われ、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられました。

そのうち、初任運転者等に対する実技訓練の義務付け、ドライブレコーダーの装着、これによる映像の記録・保存等の義務付け等について、以下の告示改正等を行います。

1. 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部改正

- ①新たに雇い入れた運転者（初任運転者）等への指導において、20 時間以上の実技訓練の義務付け、実技訓練以外の指導（座学）時間の延長（6 時間→10 時間）等を行います。
- ②運転者に直近 1 年間に乗務していなかった車種区分（大型・中型等）の貸切バスを運転させる場合に、初任運転者等と同様の実技訓練を義務付けます。
- ③一般的な指導・監督の内容として、安全性の向上を図るための装置（ASV 装置）を備える貸切バスの適切な運転方法等を追加します。
- ④ドライブレコーダーの装着及びこれによる映像の記録や当該記録を活用した指導・監督を義務付けます。

（改正内容の詳細：<http://www.mlit.go.jp/common/001149198.pdf>）

また、この指導及び監督を事業者が円滑に行えるよう、実施マニュアルを改訂し、周知します。
（実施マニュアル：http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03safety/resource/data/bus_honpen.pdf）

2. 「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」の制定

貸切バス事業者がドライブレコーダーにより記録すべき情報（車両前方の映像等）やドライブレコーダーの性能要件（カメラの撮影可能範囲・解像度等）の詳細を定めます。
（要件等の詳細：<http://www.mlit.go.jp/common/001144586.pdf>）

3. 今後のスケジュール

公 布：平成 28 年 11 月 17 日

施 行：平成 28 年 12 月 1 日（1. ①～③）、平成 29 年 12 月 1 日（1. ④、2.）

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局安全政策課 鈴木、櫻井（1. 関係）、秋山、濱田（2. 関係）

TEL：03-5253-8111（内線 41624、41625）03-5253-8566（直通） FAX：03-5253-1636